

品川区分別収集計画

第10期／令和5年度～令和9年度

令和4年6月

品川区

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み （法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1 計画策定の意義

21 世紀の経済社会のあり方として、環境と経済を統合した持続可能な発展を指向する循環型社会の構築が緊急の課題とされている。そのためには、区民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、主体的にごみ減量およびリサイクルの推進に取り組むことが必要となる。

これまで、品川区における取り組みの例としては、平成 14 年度から順次拡大してきたごみの各戸収集を平成 17 年 7 月に区内全域に拡大することなどを通じ、分別意識の向上やごみ減量を促した。

また、平成 18 年 3 月に、区所有の資源物中間処理施設である品川区資源化センター(旧「大井ストックヤード」)の増改築・プラント増設および処理機の全面的な整備を行ない、資源リサイクルの拠点とした。

更に、平成 19 年 9 月から一部の地域で、平成 20 年 10 月から区内全域でプラスチック製容器包装と蛍光灯の資源としての回収を行った。また、平成 24 年 7 月から水銀体温計・血圧計を資源としての回収も行い、ごみの減量とリサイクルの推進を行なっている。

本計画を策定する意義は、循環型社会の理念を実践するべく制定された法律のひとつである「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。)第 8 条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、一般廃棄物の削減や資源の有効利用の確保を図ることである。

本計画が推進されることにより、容器包装廃棄物の減量およびリサイクルが推進されるなど、循環型社会が形成されるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は以下のとおりである。

- (1) 区民、事業者、行政が主体的にそれぞれの役割と責任を分担しながら、資源循環型社会の形成を目指す。
- (2) 生産、流通、消費、最終処分の各段階における、ごみの発生抑制や資源の回収を促進する。
- (3) 全ての関係者が一体となって容器包装廃棄物のリサイクルを積極的に推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物で以下の容器包装を対象とする。

- (1) スチール製容器包装
- (2) アルミ製容器包装
- (3) 無色のガラス製容器包装
- (4) 茶色のガラス製容器包装
- (5) その他のガラス製容器包装
- (6) 飲食用紙製容器包装
- (7) 段ボール製容器包装
- (8) その他の紙製容器包装
- (9) ペットボトル
- (10) プラスチック製容器包装

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	30,427t	30,318t	30,197t	30,068t	29,936t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては区民、事業者、行政、再生事業者等がそれぞれの役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

（1）普及・啓発活動の充実

広報紙、パンフレット、ホームページ等を活用し、区民、事業者に対してごみ減量やリサイクルについて情報提供し認識を深めてもらう。また、事業者には拡大生産者責任の考え方に基づいた適切な役割分担を、さまざまな機会をとらえて訴えていくこととする。

（2）環境学習の充実

幼稚園、保育園、学校や地域社会の場における副読本および清掃スケルトン車両等を活用した環境学習やごみ処理施設の見学会等あらゆる機会を活用し、ごみの発生抑制、分別排出、再生利用の意義および効果、ひいては地球環境保全の見地に立った教育学習活動に取り組む。

（3）リユースや再生品の利用促進

リターナブル容器や再生資源を原材料とした再生品の利用、販売を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

埋立処分場の残余容量、処理施設の状況および再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおりとする。

なお、区民の協力度、区が有する処理施設、収集資機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種別	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他のガラス製容器 	びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙箱
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

各年度における分別収集対象品目の回収量見込みは下表のとおりである。

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	457 t		456 t		454 t		452 t		450 t	
主としてアルミ製の容器	1,030 t		1,013 t		995 t		977 t		961 t	
無色のガラス製容器	1,447 t		1,355 t		1,267 t		1,184 t		1,107 t	
	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 1,447 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 1,355 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 1,267 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 1,184 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 1,107 t
茶色のガラス製容器	777 t		773 t		768 t		763 t		757 t	
	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 777 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 773 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 768 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 763 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 757 t
その他のガラス製容器	1,665 t		1,639 t		1,609 t		1,580 t		1,545 t	
	(引渡)量 1,665 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,639 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,609 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,580 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,545 t	(独自処理)量 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	68 t		70 t		71 t		73 t		75 t	
主として段ボール製の容器	7,660 t		7,731 t		7,806 t		7,904 t		8,024 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	160 t		181 t		205 t		235 t		263 t	
	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 160 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 181 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 205 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 235 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 263 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	2,011 t		2,043 t		2,071 t		2,100 t		2,129 t	
	(引渡)量 1,851 t	(独自処理)量 160 t	(引渡)量 1,883 t	(独自処理)量 160 t	(引渡)量 1,911 t	(独自処理)量 160 t	(引渡)量 1,940 t	(独自処理)量 160 t	(引渡)量 1,969 t	(独自処理)量 160 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,763 t		1,906 t		2,055 t		2,216 t		2,391 t	
	(引渡)量 1,763 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,906 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 2,055 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 2,216 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 2,391 t	(独自処理)量 0 t
(うち白色トレイ)	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口の増減率は、令和4年4月策定の『品川区総合実施計画』の「人口推計・総人口の予測」を基に設定する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
406,145人	408,588人	410,851人	412,992人	415,053人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
0.430%増	0.602%増	0.554%増	0.521%増	0.499%増

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の資源回収、分別回収等の収集体制を活用して行う。

なお、本計画は、町会、自治会、区民団体等が取り組んでいる集団回収等も含めて、策定したものである。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール	缶	区による週1回収	区
	アルミ		区民団体による集団回収	民間業者
びん	無色ガラス	びん	区による週1回収	区
	茶ガラス		区民団体による集団回収	民間業者
	その他ガラス			
紙	紙パック	紙パック	区による週1回収	区
			区民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール	区による週1回収	区
			区民団体による集団回収	民間業者
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙箱	区による週1回収	区
区民団体による集団回収			民間業者	
プラスチック	PETボトル	ペットボトル	区による週1回収	区
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	区による週1回収	区

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

令和5年度以降の、分別収集の用に供する施設の整備に関する事項は下表のとおりである。

分別収集する容器包装の種類廃棄物	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	缶	プラスチックコンテナ又は袋	新小型特殊車	品川区資源化センター選別・圧縮・保管施設
アルミ				
無色ガラス	びん	プラスチックコンテナ又は袋	2t 平ボディー	品川区資源化センター選別・保管施設
茶ガラス				
その他ガラス				
紙パック	紙パック	紐かけ又は袋	2t 平ボディー	品川区資源化センター選別・保管施設
段ボール	段ボール	紐かけ	2t 平ボディー	品川区資源化センター選別・圧縮・保管施設
			新小型特殊車	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙箱	紐かけ又は袋	2t 平ボディー	品川区資源化センター選別・圧縮・保管施設
ペットボトル	ペットボトル	プラスチックコンテナ又は袋	新小型特殊車	品川区資源化センター選別・圧縮・保管施設
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	プラスチックコンテナ又は袋	新小型特殊車	(株)東日本環境アクセス 東京資源循環センター 選別・圧縮・保管施設

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実効あるものにするために、区民や事業者等の意見、要望をふまえ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。

品川区分別収集計画

第10期 令和5年度～令和9年度

令和4年6月

発行 品川区

編集 都市環境部品川区清掃事務所
〒141-0032 品川区大崎1-14-1
電話 03-3490-7098